

## 編集後記

『公共政策志林』創刊号がようやく完成した。巻頭言でも触れたように、設置準備委員会のときから大学院の紀要を発行することが合意されていた。実はもっと以前から、研究科紀要の発行は望ましいと考えていた。1998年から政治学研究科に政策研究プログラムという社会人対象の政策系夜間大学院を開講したが、そこでも研究科紀要を発行しようと努力した。紀要の形式には至らなかったが、『政治・政策ダイアログ』という名称で、2002年に第1号を刊行し、第4号まで発刊した。内容は、修士論文の要約を中心として、投稿研究論文もいくつか掲載した。今回は、公共政策研究科の研究科紀要としての形式も整い、先生方の協力のもとに編集委員会を設置し、査読体制も整備しての創刊号であり、私個人としては長年の夢が実現したといえる。

『公共政策志林』は印刷を中心とした紀要ではなく、インターネットによる公開を目的とした紀要として位置づけられる。そのため、公共政策研究科のホームページを新たに設け、そこに掲載されることになっている。今年度末にはホームページも完成する予定であり、本『公共政策志林』もそこに掲載されることになっている。また、上記の『政治・政策ダイアログ』や環境マネジメント研究科の修士論文要約も掲載されているので、是非ともご覧になっていただきたい。

『公共政策志林』創刊号の完成を機に、多くの方々にお礼を述べたいと思う。まずは、投稿者の方々である。義務として書く論文以外に、このような論文を書くことは大変な作業であろうが、研究者としての成長にとってきわめて重要なことである。修士論文の重要な部分を取り出して論文として投稿する場合もあろうし、将来の博士論文の1章分となる場合もあろう。あるいはまた、博士論文の発展形となる場合もあろう。いずれにせよ、大学院生の皆さんには、『公共政策志林』の査読論文に投稿し、研究力を高めてほしい。

次にお礼を述べるべきは、査読者として審査していただいた先生方である。匿名を前提としているため、固有名詞をあげるわけにはいかないが、お忙しい時期にしかも短期間で査読していただき、こころより感謝の意を表したい。公共政策研究科の専任教員の枠を超えて、法政大学大学院にかかわる多様な先生方にお願ひし、ご快諾いただいたことを書き加えておきたい。

最後になるが、編集委員の先生方にも感謝しなければならない。編集委員会には、各コースから1名の参加をお願いした。公共マネジメントコースからは申龍徹准教授、市民社会ガバナンスコースからは間島正秀教授、環境マネジメントコースからは國則守生教授、国際パートナーシップコースからは高田雅之教授に、編集委員として参加していただいた。創刊号を発行するための基本原則から細かな編集事項にいたるまで、編集委員会での議論を通じてルールを形成していった。また、投稿論文が4本であったため、それぞれ分担して編集の観点から丹念に見ていただいた。また、事務職員である石川拓矢さんと高橋史人さんにも、いろいろとお世話になった。さらに、よしみ工産株式会社東京事務所の橋爪佳郎氏には、編集担当者として細やかな配慮と正確な編集作業をしていただいた。これらの方々にも心より感謝するとともに、今後の『公共政策志林』の継続に対するご協力とご支援をお願いしつつ、筆を置きたい。(武藤博己)

#### 本号執筆者（掲載順）

堀内 行蔵	法政大学公共政策研究科教授
池田 寛二	法政大学公共政策研究科教授
藤倉 良	法政大学公共政策研究科教授
中山 幹康	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
申 龍徹	法政大学公共政策研究科准教授
Michael Burrage	元法政大学外国人客員教授（1995年度）
小泉 祐一郎	法政大学公共政策研究科博士課程
佐賀 香織	法政大学公共政策研究科博士課程
野原 稔和	法政大学公共政策研究科博士課程
大倉 忠人	法政大学政策科学研究科博士課程

#### 『公共政策志林』編集委員会

委員長	武藤 博己	法政大学公共政策研究科教授
委員	間島 正秀	法政大学公共政策研究科教授
委員	國則 守生	法政大学公共政策研究科教授
委員	高田 雅之	法政大学公共政策研究科教授
委員	申 龍徹	法政大学公共政策研究科准教授

## 公共政策志林 第1号

---

2013年3月15日印刷

2013年3月24日発行

編集兼発行者 法政大学公共政策研究科  
『公共政策志林』編集委員会

発行所 〒162-0843東京都新宿区市谷田町2-15-2  
法政大学公共政策研究科

印刷 よしみ工産株式会社

- 
- ・本誌掲載論文等の著作権は、法政大学公共政策研究科に属します。
  - ・本誌内容の一部あるいは全部を無断で複写複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、著作者の権利の侵害となります。その場合には、あらかじめ著作権者の許諾を求めてください。